書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第２６号
山口県熊毛郡上関町大字室津1103番地の５
破産者　小濱美智江
異議申述期間　平成25年３月６日まで
平成25年１月23日　山口地方裁判所岩国支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３５９号
奈良市法華寺町303番地の７
破産者　松嶋　勝広
免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
平成25年１月23日　奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３６０号
奈良市法華寺町303番地の７
破産者　松嶋　澄子
免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
平成25年１月23日　奈良地方裁判所

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２７号
埼玉県北本市朝日２丁目195番地
清算株式会社　トライアル株式会社
代表清算人　小髙　得央
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（ヒ）第２０８７号
東京都足立区伊興５丁目23番10号
清算株式会社　金澤建設株式会社
代表清算人　樋口　　收
１　決定年月日　平成25年１月21日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成２５年（ミ）第１号
東京都港区高輪２丁目15番21号
開始前会社　小野ホールディングス株式会社
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
１　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分及び担保権の実行
２　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
３　国税滞納処分及び国税滞納処分の例による処分（いずれも共益債権を徴収するためのものを除く。）
平成25年１月22日
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２５年（再）第１号
沖縄県中頭郡読谷村字儀間310－１、商業登記簿上の本店所在地沖縄県中頭郡読谷村字高志保1040番地
再生債務者　株式会社沖縄うみの園
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　沖縄県那覇市松尾２丁目16番52号松尾公園テミスビル４階　当山法律事務所　弁護士　当山　尚幸
平成25年１月18日
那覇地方裁判所民事第３部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
石川県羽咋市柳田町七〇字60番地
再生債務者　株式会社ホクリク鋳鉄
１　決議に付する再生計画案　平成24年11月27日付け再生債務者提出の再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成25年２月22日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月８日
平成25年１月22日　金沢地方裁判所

決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
岐阜県可児郡御嵩町上恵土1042番地の１
再生債務者　株式会社鈴木商事
１　決議に付する計画案　平成24年12月25日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成25年２月18日まで
３　議決権不統一行使の通知期限　平成25年２月11日
平成25年１月21日　岐阜地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第１号
福岡市東区松島３丁目30番23号
再生債務者　大長商事株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　監督委員が選任されており、再生計画認可決定の確定後３年が経過した。
平成25年１月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再）第１号
宮崎県西諸県郡高原町大字西麓643番地
再生債務者　株式会社山本組
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年１月21日　宮崎地方裁判所都城支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第３２号
千葉県銚子市長塚町５丁目1707番地
再生債務者　田谷　次郎
１　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月26日から平成25年３月12日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（再イ）第２号
三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目７番19号
再生債務者　菅原　丈寛
１　決定年月日時　平成25年１月15日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月19日から平成25年３月５日まで
津地方裁判所再生係

平成２４年（再イ）第３９号
三重県四日市市尾平町3806番地206
再生債務者　水谷栄利子
１　決定年月日時　平成25年１月22日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月12日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月19日から平成25年２月26日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２４年（再イ）第７０号
静岡市葵区産女1272番地の１
再生債務者　赤堀　正卓
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月22日から平成25年３月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第７３号
静岡県焼津市東小川２丁目10番16号　フレグランスこがわＣ棟101
再生債務者　高橋　　昇
１　決定年月日時　平成25年１月23日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月13日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月22日から平成25年３月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（再イ）第３４号
奈良県磯城郡田原本町大字薬王寺141番地の１　Ｂ－206
再生債務者　小埜　善克
１　決定年月日時　平成25年１月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月15日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月22日から平成25年３月８日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係